

積立式定期預金規定新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および「<u>反社会的勢力の排除に係る規定</u>」により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>4. 預金の解約、書替継続</p> <p><u>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p>② <u>この預金の預金者が定期預金共通規定第6条第1項に違反した場合</u></p> <p>③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(4) 前第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこ</u></p>

	<p>の預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
(新設)	<p>6. 規定の変更</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>